

川崎市平成25年度第1号20年公債

発 行 要 項

1. 発行者の名称 川崎市
2. 発行総額 金60億円
3. 発行の目的 平成24年度一般会計資金
4. 発行日 平成25年5月31日
5. 各公債の金額 1,000万円
6. 社振法の適用 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。
7. 利 率 年1.157パーセント
8. 発行価額 額面100円につき金100円
9. 償還金額 額面100円につき金100円
10. 償還期間 20年（内据置1年）
11. 償還の方法及び期限
 - (1) 本公債の元金は、平成25年5月31日から平成26年3月20日まで据置き、その後各半年各利払期日に157,860,000円を償還し、平成45年3月20日に残額を償還する。
 - (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
12. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年9月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2) 発行日の翌日から平成25年9月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。
 - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。
 - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
13. 払込期日 平成25年5月31日
14. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行
15. 総額引受会社
SMB C日興証券株式会社（事務幹事）
しんきん証券株式会社
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
17. 発行代理人及び支払代理人
第16号の振替機関が定める業務規定に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。
18. 新証券コード JP214130AD52

以 上